令和6年度宮城県刑務所出所者等就労・定着ネットワーク事業「リ・トライ!」 第9回プログラム実施報告書

- 1. 開催日時: 2024年11月16日(土) 14:00~16:00
- 2. プログラム: 対話:社会で活かせる法律の知識 ~「契約」について深く知る~
- 3. 参加者: 受講者10名、講師1名、オブザーバー1名、スタッフ2名
- 4. 受講者状況と次回受講希望状況

申込者は11/22現在で25名となっている。諸般の事情により当日1名が不参加となったが、今回は10名が受講した。勤務や臨時のアルバイトの関係で7名の参加がかなわなかった。延べ受講者数は76名を数える。

次回はさらに増え、13名が受講希望となっている。また、勤務の都合が合えば5名が加わる。

5. プログラムの主な内容

テーマ:社会で活かせる法律の知識 ~「契約」について深く知る~

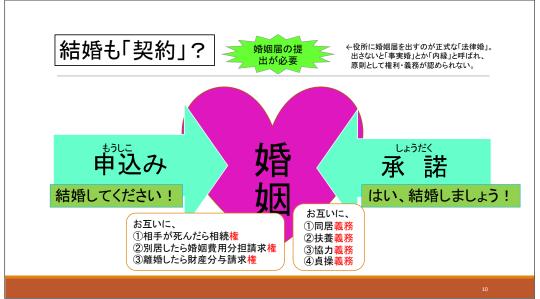
- ① まず初めに、成人年齢が18歳に引き下げられ、何が変わったのか、何が変わっていないのか、クイズ形式でプログラムをスタート。特に契約や結婚は自分の意志だけで決められることを共有。
- ② 「契約」ってナニ?

8つの場面で「契約」はどれか?契約では無い場面は?に答えてもらった。そして、そう考える理由も話してもらった。そして講師の方から、一つひとつの場面について、丁寧に解説してもらい、自分も含め全員が勉強なったと感じていた(と思う)。

③ 特に知っておきたい契約について、詳しく学んだ。 「賃貸借契約」、「労働契約」、「結婚も『契約』?」。こちらはスライドを掲載します。







④ 契約トラブルのいろいろ

契約すること自体がトラブル:キャッチセールスや詐欺商法 誰でも利用する契約中のトラブル:賃貸滞納、パワハラ、浮気など 契約終了時のトラブル:原状回復、解雇、離婚

- ⑤ 契約が「成立」すると?
 - ▶ 相手を●●をしてもらえる「権利」が手に入る。
 - 申 相手に◆◆をする「義務」を負う。義務をはたせないと「責任」をとらされる。
 - ▶ 特別な理由がなければ契約から抜けられない。契約(約束)は守らなければいけない。 ※18歳未満で親の同意なしにした契約は取り消せる。
- ⑥ 世の中は法律関係(契約)でいっぱい。
- ⑦ 自分で決める vs 自分の責任:様々な契約とそこに生じる責任を共有した。

- ⑧ 対話:受講者からの質問に対し、講師から回答をもらった。
 - ▶ 成人年齢が18歳に引き下げ:家庭で虐待にあった人などは、18、19歳の2年間は法律の狭間にあってつらい思いをしていたが、住所を自分で変えられるようになって良かったのでは?→親に振り回されることがなくなった人がいるのも事実です。しかしながら、狭間の人たちを救う正式な支援はまだまだ足りない。
 - → 一人アパート暮らしの時、逮捕され解約の手続きが遅れ、戻ったら荷物がなくなっていた。契約書も荷物と一緒だったので確認できず、やむなくあきらめたことがある。→事情があったにせよ、旅行で5日間留守にしていたのと何が違うのか。逮捕されたことで、大家が手荒なことをした可能性が高い。法律の前に契約書に何て書いてあるかが大事。しかし、このケースは、貸主が勝手に解約し、勝手に荷物を処分したと考えられる。そんな時、弁護士に相談すると、貸主に対して契約書を見せるように要求する。
 - ▶ 似た体験がある。逮捕された時に乗っていた自転車を預かってもらったが返してもらえていない。→処分せずあるのなら返せるはず。返してくれない行為は横領罪になる可能性がある。
 - ▶ 労働条件を渡してくれないケースがあったが、→「紙でください」と要求して良い。日雇いの1回限りでも同じ。出してくれないなら、録音するので言ってください、と頼む権利がある。

⑨ 講師メッセージ

「迷ったら相談するくらいがちょうどいい、と思ってください」、「迷ったら自分の判断でやらない」、「迷ったら相談するというのは、正しい選択である」、「ひとり何でもできる人になろうと思わないで、みんな人間ってちょっとずつ自分でできることをやり、自分でできないことを誰かに力を借りてやって生きてきている」

「みなさんがどんなルール違反したかは関係ないんです。ちゃんと罰を受けて責任を取って社会に戻ってきて るんですから、そういう人に対していい加減なことをしていいなんてのは社会の方が間違っています。弁護士とし て声を大にして言いたいです。」

6. 受講者の感想

<リ・トライ!プログラム受講後アンケート>

- ① 弁護士先生の話を聞けて良かったです。
- ② 契約についてさらに詳しく知ることができた。
- ③ 今度部屋を借りるときに約に立つ情報が聞けてよかったです。
- ④ 講師の先生が仰っていた「ひとりで何でも解決出来る人間だと考えない」という言葉にとても救われた。困った時に助けを求められるようになりたい。先生の平易な語り口と実例があったので、終始楽しく聞くことが出来ました。 今回も有難うございました。
- ⑤ 法律を知っている・いないでは、差が出てくると思う。
- ⑥ 契約についての話は聞く機会があまりないので、今回の話はとても実用的で身になったと感じました。
- ⑦ 仕事をしだして人間とのやりとり(が成長したと感じている)。
- ⑧ 少年院でも勉強しましたが、権利・義務・責任をまた知れてよかったです。周りの方も意見を言っていたので話しやすかったです。
- ⑨ 早寝・早起きが出来ることになりました。

7. 全体を通して

「みなさんがどんなルール違反をしたかなんて関係ないんです。皆さんはもう罪を償っている。そのために不利益を被るなんてことは、あってはいけないんです。」

「迷ったら相談する。ひとりで何でもできる人になろうとしないでください。みんな人間は、ちょっとずつ人の力を借りて生きているんですから。」

本日は宮城県屈指の人権派の弁護士を講師にお招きし、「社会で活かせる法律の知識」と題して、少年院、刑務 所出所者が向き合う法律の問題について、丁寧な対話をしていただきました。

質問を聞けば聞くほど、少年院、刑務所出所者の方々が、どれだけ多くの偏見や、差別的な扱いを受けてきたか ということが見えてくるなか、ついに我慢出来ないかのように、上のお言葉をいただくことができました。

どんな人だって過ちを犯すことはある、それでもそこから立ち直ろうとしてもがき、苦しむのですが、その淵から彼らをまた突き落とすようなことを、私たちはしていないだろうか。それはこの社会のありようとして、本当に正しいのだろうか。彼らがどんな苦しさに向き合ってきたか、その苦しさはいかばかりだったのか、そんなことを考えながら、先生の言葉をじっくりかみしめる日でした。

(代表理事 FBより引用、一部編集)

8. ふうどばんく東北 AGAIN 様から支援食料

毎回、様々な食べ物を支援していただいています。誠にありがとうございます。



以上